

3 関 経 第 3 6 号
令 和 3 年 4 月 1 日

千葉県知事

関東農政局長

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について

このことについて、令和3年3月29日付け2経営第3016号をもって農林水産事務次官から別添写しのとおり依命通知があったので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県管内各市町村及び関係団体には、貴職から通知願います。



2 経営第3016号
令和3年3月29日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施について適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知） 一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(通則) 第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に掲げる者に規定する事業実施主体、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。）別記1の第2の1（別記1の第2の3の（2）の場合に限る。）及び別記3の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入推進支援事業実施要綱（令和2年3月31日付け元経営第3250号農林水産事務次官依命通知。以下「加入推進事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、収入保険事務処理システム整備加速化支援事業実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2680号農林水産事務次官依命通知。以下「収入保険システム整備加速化実施要綱」という。）第2に規定する事業主体、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営2558号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構並びに経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。</p>	<p>(通則) 第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）別表に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）別表に規定する事業実施主体、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱（平成26年4月1日付け25経営第3709号農林水産事務次官依命通知。以下「生産性向上モデル事業実施要綱」という。）第4に規定する事業実施主体、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知。以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農支援緊急対策実施要綱」という。）別表に規定する事業実施主体、収入保険加入推進支援事業実施要綱（令和2年3月31日付け元経営第3250号農林水産事務次官依命通知。以下「加入推進事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業実施要綱（令和2年3月30日付け元経営第3153号農林水産事務次官依命通知。以下「収入保険システム整備事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、収入保険事務処理システム整備加速化支援事業実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2680号農林水産事務次官依命通知。以下「収入保険システム整備加速化実施要綱」という。）第2に規定する事業主体及び新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営2558号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関</p>

する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)・(2) (略)

(3) 農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3並びに4のアの(ア)及びイに規定する事業の実施に要する経費

(4) (略)

(5) 生産性向上モデル事業実施要綱第4に規定する事業の実施に要する経費

(6) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (第3の1の(2)の場合に限る。) 2及び3に規定する事業の実施に要する経費

(7) 新規就農支援緊急対策事業実施要綱別表のIの1、2及び3に規定する事業の実施に要する経費

(8) (略)

(9) 収入保険システム整備事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費

(10) 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のI、II及びIVに規定する事業の実施に要する経費

(11) (略)

(12) (略)

(新設)

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1) 農業人材力強化実施要綱別表の4のアの(イ)及び(ウ)に規定する事業の実施に要する経費

(2) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地問題解決実施要綱」という。）第2に規定する事業の実施に要する経費

(3) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (第3の1の(1)の場合に限る。) (2)及び(3)に規定する事業の実施に要する経費

(4) (略)

I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)・(2) (略)

(3) 農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3 (イを除く) 及び4に規定する事業の実施に要する経費

(4) (略)

(削る)

(5) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (別記1の第2の3の(2)の場合に限る。) 及び2に規定する事業の実施に要する経費

(削る)

(6) (略)

(削る)

(7) 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のIからIIIに規定する事業の実施に要する経費

(8) (略)

(9) (略)

(10) 経営継承・発展支援実施要綱第4の2に規定する事業の実施に要する経費

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1) 農業人材力強化実施要綱別表の3のイに規定する事業の実施に要する経費

(削る)

(2) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (別記1の第2の3の(1)の場合に限る。) 及び(2)に規定する事業の実施に要する経費

(3) (略)

(削る)

(削る)

(交付の対象及び補助率)
第2 (略)

(流用の禁止)
第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から7までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用、2の①から④までの経費の相互間における流用、3の①から③までの経費の相互間における流用並びに4の(1)及び(2)の経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅡの経費の欄中1から3までの経費の相互間における流用

(申請手続)
第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等(北海道(法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1))の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合を除く。)北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3(イの都道府県事業を除く)及び4に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(2))の場合に限る。)及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のIからIIIに基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1))の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)以下同じ。)に提出しなければならない。

(5) 新規就農支援緊急対策事業実施要綱別表のⅡに規定する事業の実施に要する経費

(6) 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅢに規定する事業の実施に要する経費

(交付の対象及び補助率)
第2 (略)

(流用の禁止)
第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から7までの経費の相互間における流用、1の(1)から(4)までの経費の相互間における流用、2の①から④までの経費の相互間における流用、2の④のア及びイの経費の相互間における流用、3の①及び②の経費の相互間における流用並びに5の(1)から(3)までの経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅡの区分間における経費の流用、別表Ⅱの区分1の欄中1及び2の事業の相互間における流用、別表のⅡの区分2の欄中1から5までの事業の相互間における流用

(申請手続)
第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長(北海道(人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(第3の1の(1))の場合に限る。)及び(3)に基づいて事業を実施する場合を除く。)北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3並びに4のアの(ア)及びイに基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、生産性向上モデル事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(第3の1の(2))の場合に限る。)及び3に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農支援緊急対策実施要綱別表のⅠに基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のI、II及びIVに基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(第3の1の(1))の場合に限る。)及び(3)に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）
第5（略）

（交付決定の通知）

第6 地方農政局長等は、第4の第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4の第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第7 補助事業者は、第4の第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6の第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

第8 補助事業者（都道府県を除く。以下第8において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ地方農政局長等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第9 補助事業者は、第6の第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第10 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受け

長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）
第5（略）

（交付決定の通知）

第6 地方農政局長等は、第4の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（新設）

（新設）

（契約等）

第7 補助事業者（都道府県を除く。以下第7において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、2により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（新設）

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第8 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受け

けようとする場合（第11に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第11 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払）

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（事業遅延の届出）

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第4号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

ようとする場合（第9に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第3号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（軽微な変更）

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払等の請求）

第10 補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、別記様式第4号による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

（新設）

（事業遅延の届出）

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

（新設）

（状況報告）

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の交付決定通知のあった日の属する四半期及び第3・四半期の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第4号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 1に規定する時期のほか、地方農政局等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第15 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10の第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表Iの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業、2の②農の雇用事業、5の農業労働力確保緊急支援事業（（3）女性の活躍推進対策は除く）、6の新規就農者確保加速化対策及び7の経営継承・発展等支援事業にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了の実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第4の第2項のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4の第2項のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16 地方農政局長等は、第15の第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第17 地方農政局長等は、第10の第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表（第2関係）Iの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業、2の③農の雇用事業、4の新規就農支援緊急対策事業、6の農業労働力確保緊急支援事業（（3）女性の活躍推進対策は除く）及び7の新規就農者確保加速化対策にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

（新設）

2 第4の2のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（新設）

（新設）

しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16の第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第18 (略)

(財産の処分の制限)

第19 (略)

2・3 (略)

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

(残存物件の処理)

第20 補助事業者は、補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第21 (略)

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なのは、電磁的記録によることができる。

(財産の管理等)

第14 (略)

(財産の処分の制限)

第15 (略)

2・3 (略)

4 第14の2の規定は、3の承認をする場合に準用する。

(新設)

(補助金の経理)

第16 (略)

2 補助事業者は、1の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(新設)

(補助金調書)

第22 補助事業者（都道府県に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第23 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、次項に掲げる経費並びに農林水産省経営局長、食料産業局長又は水産庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権問題推進事業実施要領第5に規定する事業主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる1の(1)の事業に係る予算措置額に10分の8を乗じて得た額とする。
- (2) 加入推進事業実施要綱第3の1に規定する事業実施主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる5の(1)の事業に係る予算額に47分の1を乗じた額に10分の1を乗じて得た額とする。

(削る)

(電子情報処理組織による申請等)

第24 補助事業者は、第4の第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10の第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の第1項の規定による概算払請求、第14の規定による状況報告、第15の第1項の規定による実績報告、第15の第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第19の第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る

(新設)

(交付決定額の下限)

第17 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、2に掲げる経費並びに農林水産省経営局長、食料産業局長又は水産庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。

2 1の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権問題推進事業実施要領第5に規定する事業主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる1の(1)の事業に係る予算措置額に10分の8を乗じて得た額とする。
- (2) 加入推進事業実施要綱第3の1に規定する事業実施主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる5の(1)の事業に係る予算額に47分の1を乗じた額に10分の1を乗じて得た額とする。

(報告)

第18 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、別記様式第9号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第10号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

(新設)

規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第25 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7から第21までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、規則、本要綱及び本要綱に係る事業の実施要綱等に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について地方農政局長等に届け出なければならない。

5 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第19 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第7の1及び第8から第16までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

管理運営されるよう指導しなければならない。

6 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

7 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

8 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

9 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基本的事項の公表)

第26 平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた資金(以下「基金」という。)を保有する補助事業者(以下「基金補助事業者」という。)は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第27 (略)

(使用見込みの低い基金等の返納)

第28 (略)

(区分経理等)

第29 (略)

(他用途使用の禁止)

第30 (略)

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第31 基金補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第29及び第30の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第32 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(基本的事項の公表)

第20 平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた資金(以下「基金」という。)を保有する補助事業者(以下「基金補助事業者」という。)は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第21 (略)

(使用見込みの低い基金等の返納)

第22 (略)

(区分経理等)

第23 (略)

(他用途使用の禁止)

第24 (略)

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第25 基金補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第23及び第24の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第26 (略)

別表（第2関係） I 担い手育成・確保等対策事業等					別表（第2関係） I 担い手育成・確保等対策事業等				
区分	経費	補助率	重要な変更		区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容変 更				経費の配分の 変更	事業の内容変 更
担い手育成・保 対事業補助 金	1 担い手育成・確保等支 援事業	(略)		<u>(削る)</u>	担い手育成・保 対事業補助 金	1 担い手育成・確保等支 援事業	(略)		1 <u>事業内容の 新設又は廃止</u> 2 <u>事業実施主 体の変更</u> 3 <u>事業費の30 %を超える増 又は国庫補助 金の増</u> 4 <u>事業費又は 国庫補助金の 30%を超える 減</u>
	(1) (略)			<u>1 事業内容の 新設又は廃止</u> <u>2 事業実施主 体の変更</u> <u>3 事業費の30 %を超える増 又は国庫補助 金の増</u> <u>4 事業費又は 国庫補助金の 30%を超える 減</u>		(1) (略)			(新設)
	(2) (略)			<u>1 事業内容の 新設又は廃止</u> 2 <u>事業実施主 体の変更</u> 3 <u>事業費の30 %を超える増 又は国庫補助 金の増</u> 4 <u>事業費又は 国庫補助金の 30%を超える 減</u>		(2) (略)			(新設)
	① (略) ア・イ (略) ウ 飲食料品製造業分 野及び外食業分野にお ける外国人材の技能を 評価する試験の作成・ 実施 (ア)・(イ) (略) <u>(削る)</u>			<u>1 事業内容の 新設又は廃止</u> <u>2 事業実施主 体の変更</u> <u>3 事業費の30 %を超える増 又は国庫補助 金の増</u> <u>4 事業費又は 国庫補助金の 30%を超える 減</u>		① (略) ア・イ (略) ウ 飲食料品製造業分 野における外国人材の 技能を評価する試験の 作成・実施 (ア)・(イ) (略) エ 外食業分野におけ る外国人材の技能を評 価する試験の作成・ 実施 (ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施			

<p>② 外国人材が働きやすい環境の整備 ア 農業分野、<u>飲食料品製造業分野及び外食業分野</u>における外国人材の受入支援 <u>(相談窓口の設置)</u> イ <u>農業分野における外国人材の受入支援</u> <u>(優良事例・マニュアル作成)</u> ウ 漁業分野における外国人材の受入支援 エ 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援 <u>(優良事例作成)</u></p>					<p>② 外国人材が働きやすい環境の整備 ア 農業分野における外国人材の受入支援</p> <p>(新設)</p> <p>イ 漁業分野における外国人材の受入支援 ウ 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援</p>			
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>			<p>(3) <u>農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業</u> <u>補助事業者が生産性向上モデル事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</u> ① <u>連携プロジェクト実施主体に対する助成</u> ② <u>事業実施主体に対する助成</u> ア <u>有識者謝金</u> イ <u>有識者旅費</u> ウ <u>人件費</u> エ <u>旅費</u> オ <u>事務等経費</u> カ <u>委託費</u></p>	<p>1/2以内</p>	<p>経費の欄に掲げる①及び②の経費の相互間における各経費の30%を超える増減</p>	
<p>(3) <u>農業経営法人化支援総合事業</u> ① <u>農業経営者サポート事業</u> 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) <u>(別記1の第2の3の(2))</u>の場合に限る。)に基づいて行</p>	<p>(略)</p>		<p><u>1 事業内容の廃止</u> <u>2 事業実施主体の変更</u> <u>3 事業費の30%を超える増減</u> <u>4 国庫補助金の増又は30%</u></p>		<p>(4) <u>農業経営法人化支援総合事業</u> ① <u>農業経営者総合サポート事業</u> 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) <u>(第3の1の(2))</u>の場合に限る。)に基づいて行う事</p>	<p>定 額</p> <p>(略)</p>	<p>経費の欄に掲げるアからカまでの経費の相互間における各経費の30%を超える増減</p>	<p>(新設)</p>

<p>う事業に要する経費 <u>(削る)</u></p> <p>② 担い手サミット・優良経営体表彰事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の2に基づいて行う事業に要する経費</p>			<p><u>を超える減</u> <u>5 委託事業の新設又は委託先の変更</u></p> <p><u>1 事業内容の廃止</u> <u>2 事業費の30%を超える増減</u> <u>3 国庫補助金の増又は30%を超える減</u></p>		<p>業に要する経費 ② 新規就農・労働力確保支援事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の2に基づいて行う事業に要する経費 ③ 担い手サミット・優良経営体表彰事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の3に基づいて行う事業に要する経費</p>			<p>(新設)</p>
<p>2 (略)</p> <p>①農業次世代人材投資事業</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>定 額</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p>		<p>2 (略)</p> <p>①農業次世代人材投資事業</p> <p>②地域の新規就農サポート支援事業 ア 新規就農を支える地域体制構築への支援 （ア）全国事業 （イ）地区事業</p>	<p>定 額 (ただし、交付対象期間1年につき1人当たり年間150万円以内、なお、農業人材力強化実施要綱別記1第52(2)イの要件を満たす場合は夫婦合わせて上記額に1.5を乗じた額)</p> <p>定 額 (アの(イ)については、1地区当たり</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の</p>

					イ 農業就業体験活動の 運営への支援 ウ 就農相談会の開催への 支援	500万円を 上限とす る。な お、長期 無業者又 はひきこ もり状態 にあった 者の新規 就農サポ ートに取 り組む場 合は、1 地区当た り750万円 を上限と する。)		30%を超える 減
②農の雇用事業	(略)	(略)			③農の雇用事業	(略)	(略)	
③農業教育高度化事業 全国事業	定 額	経費の欄に 掲げるア及び イの経費の相 互間における 流用	1 事業費の30 %を超える増 又は国庫補助 金の増		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
ア 先進的な農業知識等 に関するオンライン講 座の実施			2 事業費又は 国庫補助金の 30%を超える 減					
イ 農業教育機関の指導 者や学生等に対する研 修等の実施								
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		④農業経営確立支援事業	定 額		1 事業費の30 %を超える増 又は 国庫補 助金の増
					ア 農業経営者育成教育 事業(高度農業経営者教 育機関への支援)			2 事業費又は 国庫補助金の 30%を超える 減
					(ア) 地域中核教育機関 の学生等への質の高い 研修等の取組			
					(イ) 農業経営者育成を 担う人材の指導力強化 を図るための取組			
					イ 新規就農意欲喚起等 支援事業			
					(ア) 若者の就農意欲喚 起の取組への支援		経費の欄に 掲げる a の経 費から b の経 費への流用	
					a地区プロジェクト実施 主体に対する助成			
					b事業実施主体に対する			

<p>④新規就農者確保推進事業 ア 新規就農相談・情報発信 イ 就農相談会 ウ 農業就業体験支援 エ 農業人材確保・就農サポート体制確立支援 (ア) 事業統括業務 (イ) 地区プロジェクト</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における流用 経費の欄に掲げる(イ)の経費から(ア)の経費への流用</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>		<p>助成 (イ) 農業の新しい働き方確立への支援 a 地区プロジェクト実施主体に対する助成 b 事業実施主体に対する助成</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>経費の欄に掲げる a の経費から b の経費への流用</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 女性が変える未来の農業推進事業 補助事業者が女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ①女性グループへの研修支援 ②地域の子育て体制づくり支援 ア 全体統括事業 イ モデル地区実証事業に対する補助 ③女性リーダー育成支援 (削る)</p>	<p>定 額</p> <p>(削る)</p>	<p>経費の欄に掲げるイの経費からアの経費への流用</p> <p>(削る)</p>	<p>(略)</p> <p>(削る)</p>		<p>3 女性が変える未来の農業推進事業 補助事業者が女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ①女性農業地域リーダー育成支援 ②農業における子育て地域ネットワークへの支援 ア 全体統括事業 イ モデル地区実証事業</p> <p>(新設)</p> <p>4 新規就農支援緊急対策事業 補助事業者が新規就農支援緊急対策事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 新規就農支援緊急対策推進事業 ①就職氷河期世代の新規就農促進事業 ア 研修支援 イ 推進事業</p>	<p>定 額 (②イについては、定額とし、1地区あたり500万円を上限とする。)</p> <p>定 額</p>	<p>(新設)</p> <p>経費の欄に掲げる①から③までの経費の相互間における流用</p> <p>経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用</p>	<p>(略)</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

<p><u>4</u> 農業保険事業 (1) (略) ①・② (略) ③収入保険未加入の農業者への個別推進活動 <u>④収入保険に対応した収入の仕訳方法等のセミナーの開催</u> <u>(削る)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> <u>経営継承・発展等支援事業</u> 補助事業者が経営継承・発展支援実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 <u>(1)経営継承・発展支援事業</u> <u>(2)人・農地プラン実質化推進支援事業</u> <u>(3)推進事務事業</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費から(3)の経費への流用</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1事業内容の追加、中止又は廃止 2事業目的の変更 3事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>	<p><u>②</u>地域における受入体制の構築支援事業 <u>③</u>シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業 ア 研修支援 イ 推進事業</p> <p><u>5</u> 農業保険事業 (1) (略) ①・② (略) ③収入保険未加入の農業者への個別訪問 (新設)</p> <p><u>(2)</u> 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 補助事業者が収入保険システム整備事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略) (新設)</p>	<p>(略)</p> <p>定額</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>経費の欄に掲げるアからイの経費への流用</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>1事業内容の新設又は廃止 2事業費の30%を超える増減</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
---	---	---	--	--	---	--	--

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等					II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等				
区分	経費	補助率	重要な変更		区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更				経費の配分の変更	事業の内容変更
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	1 担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金	1 農業人材力強化総合支援事業 補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業経営確立支援事業 農業経営者育成教育事業(地域中核教育機関への支援) 新たな教育の実施に必要なとなる教育施設の整備	1/2以内		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
						2 新規就農支援緊急対策事業 補助事業者が新規就農支援緊急対策事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 新規就農支援緊急対策整備事業	1/2以内		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
1 (略)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	2 (略)	1 人・農地問題解決加速化支援事業 補助事業者が人・農地問題解決実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 人・農地プラン実質化支援事業	定額、 3/10以内		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	1 農業経営法人化支援総合事業 補助事業者が法人化支援			1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主		2 農業経営法人化支援総合事業 補助事業者が法人化支援			1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主

<p>総合事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 農業経営者サポート事業</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p> <p>4 国庫補助金の増又は30%を超える減</p> <p><u>5 委託事業の新設又は委託先の変更</u></p>	<p>総合事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 農業経営者サポート事業</p> <p>①経営戦略会議の開催費</p> <p>②農業経営者へのサポート活動費</p> <p>③経営相談会の開催費 (①及び②の経費の合計額の20%を上限とする。)</p> <p>④都道府県活動費(①から③までの経費の合計額の20%を上限とする。)</p> <p>(2) 都道府県新規就農相談事業</p> <p>①就農情報の収集及び発信に要する経費</p> <p>②就農希望者に対する就農相談等に要する経費</p> <p>③雇用就農者に対する相談活動、研修会の開催等に要する経費</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>経費の欄に掲げる①及び②の各経費、③の経費並びに④の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 (新設)</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>			<p>定額</p>	<p>定額</p>		
<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>			<p>定額</p>	<p>(略)</p>		
<p><u>2</u> 農業人材力強化総合支援事業</p> <p>補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p><u>農業教育高度化事業</u></p>	<p><u>定額、1/2以内</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体及び取組主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>	<p>3 農業人材力強化総合支援事業</p> <p>補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>農業経営確立支援事業</p> <p>農業経営者育成教育事業</p> <p>(1) 地域中核教育機関への支援</p> <p>(2) リカレント教育の実施への支援</p>	<p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における各経費の30%を超える増減</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>		<p><u>(削る)</u></p>	<p>5 農業労働力確保緊急支</p>			<p>1 事業内容の</p>

					<u>援事業</u> <u>補助事業者が農業労働力</u> <u>確保緊急支援事業実施要綱</u> <u>に基づいて行う事業に要す</u> <u>る次に掲げる経費</u> <u>農業機械等導入事業</u>	1/2以内		<u>新設又は廃止</u> <u>2 事業実施主</u> <u>体の変更</u> <u>3 事業費の30</u> <u>%を超える増</u> <u>又は国庫補助</u> <u>金の増</u> <u>4 事業費又は</u> <u>国庫補助金の</u> <u>30%を超える</u> <u>減</u>

別記様式第1号（第4関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等 交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

(略)

3. 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担額 (B)	市町村負担額 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

別記様式第1号（第4関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等 交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

(略)

3. 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担額 (B)	市町村負担額 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

(略)

(注) 1 1及び2の様式は、人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第7に定める実施計画書並びに法人化支援総合事業実施要綱別記1の第2の6の(1)及び別記3の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、加入推進事業実施要綱第4に定める事業計画書、収入保険システム整備事業実施要綱第6に定める事業実施計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画又は都道府県事業計画、収入保険システム整備加速化実施要綱第5に定める事業実施計画、新規就農者確保加速化対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画並びに経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書に準ずる。

(削る)

- 2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成する。
- 3 本補助金の交付に関する規程又は要綱は、間接補助事業にのみ添付する。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類のうち6の(1)及び(2)については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第8、第25関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(新設)

(略)

注1 1及び2の様式は、人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、生産性向上モデル事業実施要綱別記2の第1に定める事業計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第7に定める実施計画書、人・農地問題解決実施要綱第4の2並びに法人化支援総合事業実施要綱第6の2、別記2の第2の2の(1)、別記4の第2の2の(1)及び別記5の第2の1に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、新規就農支援緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、加入推進事業実施要綱第4に定める事業計画書、収入保険システム整備事業実施要綱第6に定める事業実施計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画又は都道府県事業計画、収入保険システム整備加速化実施要綱第5に定める事業実施計画並びに新規就農者確保加速化対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画に準ずる。

注2 6(1)及び(2)については、ウェブページで確認できる場合は、当該ウェブページのURLを記載することで添付を省略することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別記様式第2号（第7関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 間接補助事業者に対する申し立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第10関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇）変更承認申請書

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請する。

（略）

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） (略)

（注2） (略)

（注3） (略)

(新設)

別記様式第3号（第8関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇）変更承認申請書

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第8の規定に基づき下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請する。

（略）

別記様式第4号 (第12関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇) 概算払請求書

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿
(東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務部長 殿)

北海道(法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3、4のアの(ア)及び4のイの(イ)に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (別記1の第2の3の(2)の場合に限る。)、及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のIからIIIに基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者)にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合にあつては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

別記様式第4号 (第10関係)

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇) 概算払請求書

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿
(東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務部長 殿)

北海道(人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (第3の1の(1)の場合に限る。)及び(3)に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3、4のアの(ア)及び4のイの(イ)に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、生産性向上モデル事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (第3の1の(2)の場合に限る。)、2及び3に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農支援緊急対策事業実施要綱別表のIに基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のI、II及びIVに基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者)にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1) (第3の1の(1)の場合に限る。)及び(3)に基づいて事業を実施する場合にあつては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

年 月 日現在

(略)

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 第14の第1項ただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第○・四半期末の進捗度)」について記載すること。

別記様式第5号(第13関係)

〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇補助金(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

(なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。

(注2)

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

(略)

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の(様式)の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
第12のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第○・四半期末の進捗度)」について記載すること。

(新設)

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状
 況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時
 期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第14の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況

(削る)

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

(削る)

(注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号 (第15の第1項関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇) 実績報告書

番 号
年 月 日

記

1 事業遂行状況 (第 四半期末現在)

区分	総事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
	円	円	%	円	

(新設)

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号 (第13の1関係)

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等 (〇〇〇〇〇) 実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、
下記のとおり事業を実施したので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要
綱第15の第1項の規定により、その実績を報告する。

(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求す
る。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記
様式第1号の記の5(2)の備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を
記載すること。
 4 添付書類については、収支決算、各事業費の根拠となる支払経費ごとの
内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。また、事業の一部を委
託して実施する場合は、委託契約書の写しを添付すること。
 5 本文括弧書きは、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載
する。
 6 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成するこ
と。

別記様式第8号(第15の第2項関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇〇〇)年度終了実績報
告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、
担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第2項の規定により、その

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下
記のとおり事業を実施したので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第
13の1の規定により、その実績を報告する。

(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求す
る。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5
(2)の備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 4 添付書類については、収支決算、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内
訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。また、事業の一部を委託
して実施する場合は、委託契約書の写しを添付すること。
 5 本文括弧書きは、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載す
る。

(新設)

(新設)

実績を報告する。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定年月日
	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出額	概算払受入済額	(A)のうち末支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○							
年度内完了分 ○○○○							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為に係る場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第15の第4項関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（○）消費税仕入控除税額報告書

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

別記様式第7号（第13の3関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（○）消費税仕入控除税額報告書

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年月日付け第号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

(略)

4 補助金返還相当額 (3-2)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 1 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 2 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- 3 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- 4 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(略)

別記様式第10号 (第21関係)

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名 区	地	事業実施 年度	年度	農林水産省所管補助金名				処分制 限期間	処分の 状況	摘要				
				経費の配分										
事業 区分	事業の内容			工期		負担区分				耐用 年数	処分制 限年月日	承認 年月日	処分の 内容	
	事業 種目	事業 主体	工種 構造 施設 区分	施工 箇所 又 は 設置 場所	事業 量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総 事 業 費	国 庫 補 助 金					都 道 府 県 費

(略)

年月日付け第号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第13の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

(略)

4 補助金返還相当額 (3-2)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(略)

別記様式第8号 (第16関係)

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名 区	地	事業実施 年度	令和 年度	農林水産省所管補助金名				処分制 限期間	処分の 状況	摘要				
				経費の配分										
事業 区分	事業の内容			工期		負担区分				耐用 年数	処分制 限年月日	承認 年月日	処分の 内容	
	事業 種目	事業 主体	工種 構造 施設 区分	施工 箇所 又 は 設置 場所	事業 量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総 事 業 費	国 庫 補 助 金					都 道 府 県 費

(略)

別記様式第11号（第22関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国		地 方 公 共 団 体										備考	
		名											
補助 事業 名		交付 決定の 額	補助 率	歳 入			歳 出				翌年 度繰 越額	うち 国庫 補助 金相 当額	
				科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 国庫 補助 金相 当額	支 出 済額			うち 国庫 補助 金相 当額
〇〇 事業	田			田	田		田	田	田	田	田	田	
〇〇 費													
〇〇 費													
その 他													

(新設)

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全

部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

(削る)

(削る)

(削る)

別記様式第9号（第18関係）

別記様式第10号（第18関係）

別紙様式（第19関係）

附 則 （令和3年3月29日付け2経営第2902号）

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。